

ACUITY **LAW**

INSOLVENCY LAW
NEWSLETTER

May 2022

acuitylaw.co.in

Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 破産倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザー

「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または al@acuitylaw.co.in まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.

INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2022年5月の破産倒産法関連の主なアップデートについて取り扱っています。最高裁判所（=SC）、会社法上訴審判所（=NCLAT）にて下された重要な判決についてまとめました。

1) A PERFORMANCE BANK GUARANTEE CAN BE INVOKED OR ENCASHED AFTER MORATORIUM HAS BEEN IMPOSED

Matter: Engineering Projects (India) Ltd. v. Mr. Ram Ratan Kanoongo, RP of D. Thakkar Construction Pvt. Ltd.

Order dated: 06 May 2022

Summary:

本事例では、Engineering Projects (India) Ltd. (=Engineering Projects) が、D. Thakkar Construction Pvt. Ltd. (=Thakkar Construction) に対して、15ヶ月以内に完了する予定であった建設工事を認可しました。契約条件に従って、Thakkar Construction は、契約履行銀行保証と動員前渡銀行保証（総称して銀行保証）を提出しました。Thakkar Construction が受注工事を完了できなかったため、Engineering Projects は銀行保証を発動し、保証を提供した銀行に指示を出しました。銀行が保証額を送金する前に、Thakkar Construction の企業倒産処理プロセス（=CIRP）が開始され、2016年破産倒産法の下、モラトリアムが課されました。

CIRP の開始後、銀行保証が差し押さえられたため、Thakkar Construction の管財人は、差し押さえられた金額の払い戻しを求めて NCLT に提訴しました。申請は NCLT によって認められ、Engineering Projects に金額を払い戻すよう指示が出されました。当該 NCLT に関して上訴が行われ、NCLAT にて争われました。

NCLAT は、動員前渡銀行保証の下前払いされた金額は、債権に関する債務または義務ではなく、プロジェクトの完了または契約の全体的な実行時にのみ責任が発生する、との判決を下しました。また、契約の履行に何らかの不備があった場合、債務者は履行銀行保証を発動することができる、としました。すなわち、銀行保証の下提供された金額は、企業債務者である Thakkar Construction に属するものではなく、Thakkar Construction の資産とも言えないため、モラトリアムの規定は、そのような資産には適用されないこととなります。これらを踏まえ、NCLAT は、管財人は Thakkar Construction に属さない第三者の資産を引き継ぐ管轄権を有さないとして、NCLT の命令を棄却しました。

2) INSOLVENCY CANNOT BE INITIATED ON THE BASIS OF UNPAID LEAVE TRAVEL CONCESSION AND LEAVE ENCASHMENT DUES

Matter: Kishore K. Lonkar v. Hindustan Antibiotics Ltd.

Order dated: 10 May 2022

Summary:

Hindustan Antibiotics Ltd. (=Hindustan Antibiotics) の従業員である Kishore K. Lonkar は、超年退職を迎えましたが、退職金および未支給の有給休暇消化・休暇旅行譲与金等を含む 160 万ルピーの支払いが

なされなかったため、NCLT に対して、CIRP の開始を申請しました。当該申請は NCLT に却下され、その後 NCLAT にて争われました。

NCLAT での争点は、退職金、未支給の有給休暇消化・休暇旅行譲与金等のサービス給付が、法律上の「事業債務」の定義に該当するか否かにありました。NCLAT は、「事業債務」とみなされるためには、雇用を含む商品およびサービスに関するものでなければならない、と指摘しました。本件にて Kishore K. Lonkar が請求した金額は、雇用中に提供したサービスに対するものではなく、雇用の終了後に発生する「福祉債権」であり、これは雇用期間によって異なる、と述べました。NCLAT は、法の趣旨は回収ではなく解決にあるとして、福祉給付金に対して CIRP を開始することはできない、と判断しました。

3) JOINT SALE OF ASSETS OF A CORPORATE DEBTOR UNDER LIQUIDATION AND THE GUARANTOR UNDER SARFAESI ACT IS PERMITTED

Matter: Ayan Mallick v. Pratim Bayal, Liquidator & Ors.

Order dated: 13 May 2022

Summary:

本事例では、企業債務者の工場が建設された土地の一部が保証人の所有であったため、2002 年金融資産の証券化および再建ならびに担保権の執行に関する法律（= SARFAESI 法）に基づく共同競売が実施されました。共同競売が行われないと、清算人は債務者の資産を売却することができません。保証人は、NCLT にて共同競売の通知に異議を唱えましたが、NCLT は共同競売の停止を拒否しました。当該 NCLT の命令は、NCLAT にて争われました。

NCLAT は、共同競売は債務者の資産を最大化するものであり、本事案においては、資産価値を最大化するために土地と工場の両方を一緒に売却する必要がある、と述べました。また、保証人の財産はすでに SARFAESI 法に基づいて占有されていたため、単なる資産の共同競売は保証人に損害を与えることはない、と判断し、控訴は棄却され、共同競売は許可されました。

4) HOLDER OF A RECOVERY CERTIFICATE ISSUED UNDER RECOVERY OF DEBTS AND BANKRUPTCY ACT, 1993 IS A 'FINANCIAL CREDITOR' UNDER THE CODE

Matter: Kotak Mahindra Bank Ltd. vs. A. Balakrishnan & Anr.

Order dated: 30 May 2022

Summary:

Kotak Mahindra Bank Limited (= **Kotak Mahindra**) は、Prasad Properties and Investments Private Limited (= **Prasad Properties**) を保証人とするローンの譲受人でした。Prasad Properties が支払いを怠ったため、Kotak Mahindra は 1993 年債権回収および破産法（= RDB 法）に基づき、債権回収法廷（= DRT）に提訴しました。DRT は Kotak Mahindra に有利な判決を下し、回収証明書を発行しました。

Kotak Mahindra は、回収証明書に基づく形で、NCLT に Prasad Properties の CIRP の開始申請を行いました。しかし、NCLAT は、DRT による回収証明書の発行は、CIRP の開始事由にはならないとして、

命令を無効としました。当該 NCLAT の命令について異議が唱えられ、SC にて争われることになりました。

SC における争点は、RDB 法に基づく回収証明書から発生する請求に関する債務が、法律上の「金融債務」にあたるか否か、でした。SC は、CIRP の開始を申請するためには、債務およびその不履行がなければならぬと指摘しました。法の下、「債務」は請求権に関する負債と定義されており、債権とは支払いに対する権利であって、その権利が判決に至ったか否かは問わない、とされています。SC は、法の枠組みを鑑みると、回収証明書に基づいて支払われるべき債権にかかる負債を「金融債務」の定義から除外することは、立法上意図されていないとの見解を示しました。従って、このような回収証明書を保有する者は、法の下における金融債権者の範囲に含まれ、債務者の CIRP 開始の申請を行うことは可能である、としました。

Authors: Souvik Ganguly; Renjith Nair; Altamash Qureshi; Akhil Ramesh; Gayatri Ramchandran; Richa Phulwani; Niyati Bhogayta

Our co-ordinates:

Mumbai

506 Marathon Icon
Off Ganpatrao Kadam Marg
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: al@acuitylaw.co.in